

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和8年(2026年)7月22日

下関市長 前田 晋太郎

- 1 業務名称 令和8年度 幡生操車場跡地・周辺地区都市再生整備計画作成及び費用対効果分析業務
- 2 業務場所 下関市幡生新町及びその周辺地区
- 3 業務内容 別添仕様書等のとおり
- 4 契約期間 契約締結日から令和9年3月25日まで
- 5 入札参加条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 公告日現在において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿における大分類「調査・研究」のうち小分類「調査・分析」に登録があること。
 - (3) 国土交通省の建設コンサルタントの「都市計画及び地方計画」部門に登録があること。
 - (4) 令和2年4月1日以降に国又は地方公共団体その他公共団体が発注する、本業務と同種又は類似の都市再生整備計画作成及び費用対効果分析に関する業務の契約を締結し、これを誠実に履行していること。
 - (5) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (7) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格が認められていること。

6 入札参加資格の確認審査

入札参加資格の確認審査は、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

- ・入札参加資格確認申請書（別紙1）
- ・同種業務の実績調書（別紙2）
- ・入札参加条件（3）（4）の内容が確認できる書類

(2) 提出方法

持参又は郵送。書留郵便に限る。申請提出期限までに必着のこと。

(3) 提出期限

令和8年7月29日（水）16時30分までとする。

(4) 提出先

〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市 保健部 地域医療課 新市立病院整備推進室

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年7月30日（木）までに入札参加資格確認通知書（別紙3）で通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格を有する者とする。

8 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

下関市 保健部 地域医療課 新市立病院整備推進室
（下関市南部町1番1号）及び下関市ホームページ上

(2) 日時

公告の日から令和8年7月29日(水) 16時30分までとする。

9 質問の方法

(1) 本入札に関する質問は、任意書式でファクシミリによること。

(FAX: 083-231-1719)

(2) 質問の期限は、令和8年7月27日(月) 16時30分までとする。

(3) 質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

(4) 問合せ先 下関市 保健部 地域医療課 新市立病院整備推進室

(電話: 083-231-1714)

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年8月5日(水) 10時00分

(2) 入札場所 下関市南部町1番1号

下関市役所 本庁舎 西棟5階 506会議室

(3) 入札方法 入札において使用する入札書は、別紙4を使用すること。また、入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない総額を記入すること。なお、郵便による入札は認めない。

11 入札保証金

下関市契約規則による。納付が必要である者については、後日通知する。

12 無効とする入札

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令に定める条件に違反した入札は無効とする。

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。

イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。

ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。

エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。

オ 入札金額を加除訂正したもの

13 その他

- (1) 代理人に入札させるときは、委任状（別紙5）を代理人に持参させなければならない。
- (2) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は入札に参加できない。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたとき、並びに業務に必要な人員及び有資格者の配置ができなくなった場合は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (5) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (6) 入札に係る書類の作成に、消せるボールペンを使用しないこと。

以上